

通学路に設置する防犯灯の設置基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪等の防止及び安全・安心の向上のため岡山市内の小学校及び中学校等が指定する通学路（以下「通学路」という。）に市長が防犯灯を設置する基準その他必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する場合において、単位町内会長及び連合町内会長の要望に基づき、予算の範囲内で防犯灯を設置する。

- (1) 岡山市防犯灯設置補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）第3条第1項に定める補助事業により、防犯灯を設置することが困難と認められるとき。
- (2) 通学路で犯罪若しくは事故等が発生し、又は発生する恐れがあり、防犯灯の設置により、犯罪又は事故等を抑制することが見込めること。
- (3) 防犯灯を設置しようとする場所（以下「設置予定場所」という。）から70メートル以内に、防犯灯、その他の道路照明及び住居がないこと。
- (4) 設置予定場所に、当該防犯灯の添架が可能な電柱があること又は防犯灯設置用の支柱が設置できること。
- (5) 設置予定場所に隣接する農地等について、照明による影響が生じるおそれがあると認められるときは、農地等の所有者又は管理者の同意が得られていること。

2 新たに設置する防犯灯間の間隔は、30メートル以上とする。

3 第1項第3号及び前項の規定にかかわらず、見通しの悪い交差点付近、道路の屈曲部分、道路の勾配が急激に変化する場所等で、防犯灯の照明が届きにくいと認められる場合は、第1項第3号及び前項に定められた距離又は間隔に達しないものについても設置できるものとする。

(設置要望)

第3条 防犯灯の設置を要望する単位町内会長及び連合町内会長は、要望に係る設置予定場所が通学路であることを当該学校長に確認し、通学路防犯灯設置要望書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(回答通知)

第4条 市長は、前条の規定による要望を受けた場合は、必要な調査を行い、設置の適否を通学路防犯灯設置要望について（回答）（様式第2号）により、要望者に通知する。

(整備灯数)

第5条 1年度の整備灯数は、学区・地区5灯を目安に順次整備する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号 通学路防犯灯設置要望書

様式第2号 通学路防犯灯設置要望について（回答）